



第2次始良市行政改革大綱 実施計画 平成30年度実績報告

令和元年10月

行政管理課

目次

I	趣 旨	1
II	進捗状況.....	1
1	実施計画の構成	1
2	指標等の説明.....	1
3	実施計画の評価手順.....	2
4	実施計画1（総合的な方策）の実績（（ ）は平成29年度実績）	3
III	基本方針ごとの進捗状況.....	5
1	市民サービスの向上.....	5
2	市民参画の推進及び市民との協働.....	5
3	財政運営の健全化	6
4	事務事業の見直し	7
5	公の施設の適正な管理及び運営	7
6	行政組織及び事務の見直し.....	8
7	庁舎機能の見直し及び新庁舎建設の検討.....	9

I 趣 旨

第2次始良市行政改革大綱（以下「行革大綱」という。）及び同実施計画（以下「実施計画」という。）については、平成28年度から令和2年度までの5年間を実施期間としている。

今回、平成30年度の実績がまとまったことから、昨年度の実績状況も踏まえて報告するものである。

本計画は、第2次行革大綱の基本方針「4 事務事業の見直し」を具体化するものである。

平成29年度以降、複数年度の実績等が確認、検証ができる状況となっていることから、実績の指標がD以下の項目や計画及び実績の状況が【検討】、【調査】、【研究】、【未着手】のまま変動がない項目については、2次大綱基本方針「6 行政組織及び事務の見直し」に基づき、事業のスクラップや事務改善の視点から、その実施や継続について再検討することとする。また、【継続実施】など同一の実績が続いている項目に関しても、同様の視点から、真に必要な引き続き継続・実施すべき項目、事業であるか、検証するものとする。

II 進捗状況

1 実施計画の構成

行革大綱実施計画は、次の2つで構成される。

(1) 実施計画1（総体的な方策）（全228項目）

行革大綱の基本方針に基づき、それを実現するに当たって具体的な方策及び改革項目を掲げ、目標年度を示したもの。

(2) 実施計画2（詳細）（全616項目）

実施計画1の具体的な方策をより細分化し、具体的な取組内容と目標年度を示したもの。

2 指標等の説明

表1 実施状態の定義

完全実施	制度や仕組みの完全実施や計画書等の策定が完成したもの
一部実施	施行的な実施や部分的な実施で完全実施の状態にないもの
検討	本市で実施するための条例及び規則等の制定・計画書を策定中・事業実施のための説明会の開催など準備状態にあるもの
調査	本市への制度や仕組みの導入可能性の調査、県内外の類似団体や県内の市町村の実態調査及び資料収集を行っている状態
研究	制度の概要等について情報収集を行っている程度の状態
未着手	全く取り組みを行っていない状態

表 2 評価表

計画	実績																	
	完全実施	一部実施	検討	調査	研究	未着手	完全実施	一部実施	検討	調査	研究	未着手	完全実施	一部実施	検討	調査	研究	未着手
完全実施	5	4	3	2	1	0	完全実施	3	一部実施	2	検討	1	調査	1	研究	1	未着手	0
一部実施	4	3	2	1	0	完全実施	4	一部実施	3	検討	2	調査	1	研究	1	未着手	0	
検討	3	2	1	0	完全実施	5	一部実施	4	検討	3	調査	2	研究	1	未着手	0		
調査	2	1	0	完全実施	4	一部実施	5	検討	4	調査	3	研究	2	未着手	0			
研究	1	0	完全実施	3	一部実施	4	検討	5	調査	4	研究	3	未着手	0				

※なお、計画・実績欄に定義に一致しないものが記載されている場合は、所管課に確認のうえで実績の評価点を設定している。

表 3 実績の指標

平均点	指標	進捗内容
5～4.5	A	計画よりかなり早い進捗にある。
4.4～3.5	B	計画以上に進捗し、継続中である。
3.4～2.5	C	計画通り進捗し、継続中である。
2.4～1.5	D	計画通りに進捗していないが、継続中である。
1.4～0.5	E	計画よりかなり遅れている。
0.4～0	F	未着手である。

3 実施計画の評価手順

- (1) 実施計画 2（各課詳細）について（全 616 項目）
評価表（表 2）の評価点数を用い、点数をつける。
- (2) 実施計画 1（総体的な方策）について（全 228 項目）
実施計画 2 で付けた評価点（複数項目の場合は、平均点）から、実績の指標（表 3）の評価点を用い、アルファベットに変換する。

4 実施計画1（総合的な方策）の実績（ ）は平成29年度実績）

表4 実施計画1 実績

	A	B	C	D	E	F	合計
1 市民サービスの向上							
(1) 利便性の向上							
(2) 電子自治体の推進	2	3	26	2	2	1	36
(3) 積極的な情報発信	(2)	(9)	(19)	(2)	(3)	(1)	(36)
(4) 個人情報の保護							
(割合)	5.6%	8.3%	72.2%	5.6%	5.6%	2.8%	
2 市民参画の推進及び市民との協働							
(1) 市民参画の推進							
(2) 市民との協働	1	2	20	9	1	0	33
(3) 広聴の推進	(2)	(1)	(24)	(4)	(1)	(1)	(33)
(4) コミュニティ施策の推進							
(5) 危機管理への対応							
(割合)	3.0%	6.1%	60.6%	27.3%	3.0%	0.0%	
3 財政運営の健全化							
(1) 適切な財政執行							
(2) 歳入の確保							
(3) 歳出の抑制							
(4) 民間活力の導入推進	0	7	65	5	1	2	80
(5) 特別会計及び地方公営企業会計	(2)	(10)	(52)	(8)	(1)	(7)	(80)
(6) 市出資法人の経営健全化							
(割合)	0.0%	8.8%	81.3%	6.3%	1.3%	2.5%	
4 事務事業の見直し							
(1) 行政評価システムの活用	0	0	8	1	0	0	9
(2) 事業の見直し	(0)	(2)	(6)	(1)	(0)	(0)	(9)
(3) 権限移譲の積極的な推進							
(割合)	0.0%	0.0%	88.9%	11.1%	0.0%	0.0%	
5 公の施設の適正な管理及び運営							
(1) 適正配置の推進	0	0	7	3	0	0	10
(2) 管理運営の効率化	(1)	(0)	(7)	(2)	(0)	(0)	(10)
(割合)	0.0%	0.0%	70.0%	30.0%	0.0%	0.0%	
6 行政組織及び事務の見直し							
(1) 組織・機構の見直し	1	4	39	7	1	1	53
(2) 職員定数及び給与等の適正化	(0)	(7)	(38)	(4)	(3)	(1)	(53)
(3) 人事制度の改革							

(4) 職員の意識改革							
(5) 事務処理方法の見直し・改善							
(割合)	1.9%	7.5%	73.6%	13.2%	1.9%	1.9%	
7 庁舎機能の見直し及び新庁舎建設の検討							
	0	0	7	0	0	0	7
	(0)	(0)	(3)	(4)	(0)	(0)	(7)
(割合)	0.0%	0.0%	100%	0.0%	0.0%	0.0%	
総計	4	16	172	27	5	4	228
	(7)	(29)	(149)	(25)	(8)	(10)	(228)
(割合)	1.8%	7.0%	75.4%	11.8%	2.2%	1.8%	

総括（平成30年度版）

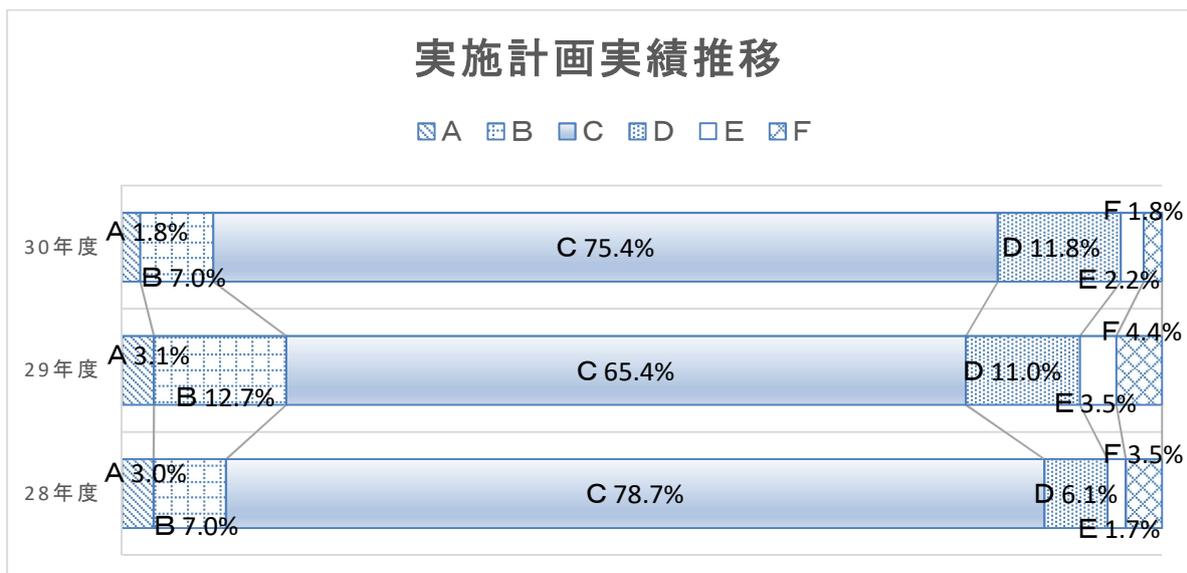
全体の約75%がC評価となっており、前年と比較して10%弱上昇している。

また、他の項目についてはDの「計画通りではないが継続中」の評価数が11.8%で前年と比べやや上昇しているが、Eの「計画よりかなり遅れている」は2.2%、Fの「未着手」の評価は1.8%に減少している。また、Bの「計画以上に進行している」という評価も7.0%に減少し、Aの「計画よりかなり早く進行している」という評価も1.8%となっている。

個別の例を見てみると、3 財政運営の健全化及び7 庁舎機能の見直し及び新庁舎建設の検討は、昨年度と比べD、E及びF評価の項目が減少しており、計画通りかあるいは計画より進捗が早い項目が他の基本方針に比べて多い傾向となっている。

一方で、2 市民参画の推進及び市民との協働と6 行政組織及び事務の見直しについては、D、E及びF評価の項目が昨年度と比べて増加しており、計画より進捗が遅れている傾向にあるといえる。

各指標の割合 図1



以降、基本方針ごとの進捗状況や傾向については、次頁以降、特徴があった主だった項目について列記する。

Ⅲ 基本方針ごとの進捗状況

1 市民サービスの向上

表 5

(総体的な方策 p 1～2)	具体的な方策	総合評価	
		29年度	30年度
(1)利便性の向上については、窓口サービスの向上に関し、あいぼーとにより、一部の証明書等の発行について、土日祝日や時間外の対応が	(1) 利便性の向上	C	C
	(2) 電子自治体の推進	D	D
	(3) 積極的な情報発信	C	C
	(4) 個人情報の保護	C	C

行われていることや年度末の繁忙期において、土日開庁や窓口時間の延長を実施していることに加えて、各種証明書等のコンビニ交付についても検討が進んでいることから、総体的に計画通りの進捗となっている。一方で、納付手段の拡充については、クレジット納付やインターネット納付など前年度と同様検討が進んでいない。

(2)電子自治体の推進については、電子申請システムの研究や公共施設予約システムに関して、電子申請や届出に関するシステムは一部構築されているものの、システム利用の主流が自身で開発するのではなく、開発済みのものを利用することによって変わってきていることから方針等の再検討が必要である。

(3)積極的な情報発信については、広報紙、ホームページ及びSNSの活用は、前年度から引き続き広報紙面の見直しや利用の拡充が行われ、計画通りの進捗となっている。一方で、情報バリアフリーの推進については、前年度同様あまり検討が進んでいない。

(4)個人情報の保護については、概ね計画通りの進捗となっているが、継続実施のまま状況が硬直している部分も多いことから、改めて方針等の検討が必要である。

情報通信技術の発達やマイナンバーの利用拡充により電子申請のますますの拡充が見込まれることから、電子自治体の推進については今後も進捗状況を注視する必要がある。

表 6

2 市民参画の推進及び市民との協働

(総体的な方策 p 3～4)	具体的な方策	総合評価	
		29年度	30年度
(1)市民参画の推進については、NPO法人等市民活動への支援に関して協働事業の展開や官、産、学の連携に	(1) 市民参画の推進	C	C
	(2) 市民との協働	C	C
	(3) 広聴の推進	C	C
	(4) コミュニティ施策の推進	C	C
	(5) 危機管理への対応	C	C

向けて調査を行っているところであり、計画に比べて良好な進捗状況にある。一方で、人材育成プランの作成や市民リーダー養成塾の開催、有資格者の登録や活用などに関しては、未実施となっている。特に人材活用については、人材バンクや登録制度などを様々な形で実施しているものの、人材の活用まで十分に結びついていないことから根本的な見直しを行う必要がある。

(2)市民との協働については、アダプト制度導入の検討に関して、プログラム策定による権限移譲も含め必要性自体の再検討を行う必要がある。

(3)広聴の推進については、モニター設置に関して未着手となっているが、項目についての再検討の結果、令和2年度を目標に地域活動市民モニター事業として一部内容を変更して実施する予定となっている。

(4)コミュニティ施策の推進については、ほとんどが計画通りの進捗となっているものの、コミュニティビジネスの導入に関し、当初は令和元年度導入目標となっていたが、依然調査のまま実施の目処が立っていないことから、内容について改めて検討する必要がある。

(5)危機管理への対応については、防災マニュアルの策定に関し、計画よりも進捗が早くなっている。一方で、未着手となっている井戸水等の飲料水提供施設の把握や自治会への衛星携帯電話配備の検討については、改めて必要性も含めて内容を検討する必要がある。

市民参画や市民との協働については、今後、行政運営、行政課題の解決に必須であることから、調査、検討及び未着手が継続している項目については、今後必要であるかどうか改めて検討する必要がある。

表 7

3 財政運営の健全化 (総体的な方策 p 5～10)	具体的な方策	総合評価	
		29年度	30年度
(1)適切な財政執行については、新たな予算編成に関し、枠配分型予算編成方式を導入しており、方式の見直しを検討しているものの、まったく別の手法を導入することについては、現状見送っている。	(1) 適切な財政執行	D	C
	(2) 歳入の確保	C	C
	(3) 歳出の抑制	D	C
	(4) 民間活力の導入推進	C	C
	(5) 特別会計及び地方公営企業会計	C	C
	(6) 市出資法人の経営健全化	C	C

また、予算編成の過程の市民への公表については未着手となっており、項目の必要性も含めて改めて検討する必要があるほか、外部監査制度の導入についても調査のままとなっていることから、同様に検討する必要がある。

(2)歳入の確保については、新たな歳入確保やネーミングライツの検討や未収金対策や債権回収に関する項目に関して、検討や調査が続いていることから、内容については改めて検討をする必要がある。使用料及び手数料の見直しについては平成30年10月に公の施設の使用料に関する基本方針を策定し、令和元年10月に改定を行い、今後も3年に1度見直しを行っていくこととしている。

(3)歳出の抑制については、事務的経費及び事業経費の抑制に関し、需用費、役務費及び委託料、普通建設事業費の抑制についてはある程度早い進捗となっている項目がある。一方、研修旅費、扶助費の適正化等については、進捗が未着手や検討のまま進んでいないことから、改めて内容について検討を要する。なお、補助金については、令和元年度に適正化に向けたガイドラインの見直しを実施することとしている。

(4)民間活力の導入推進については、民間委託・アウトソーシングに関して、調査、検討が続いている部分では、導入の可否に関し改めて検討する必要がある。なお、指定管理者制度については、平成30年度からモニタリングの結果を公表することとしているため、内容についても強化している。また、公の施設の民間への移譲検討については、幼稚園の民間移譲の検討に関して、未着手の状態が続いているため項目の必要性について改めて検討が必要である。

(5)特別会計及び地方公営企業会計についても、概ね計画通りの進捗となっているものの、農林業労働者災害共済事業特別会計については研究段階から進んでいない状況のため、必要性も含め内容について改めて検討が必要である。

(6)市出資法人の経営健全化については、概ね進捗通りとなっているものの、いずれも継続実施となっているため、その他関連する外郭団体、協会等に関し、経営や運営面の見直しが必要と考えられる。

未着手の項目や進捗が調査・検討等のままととなっている項目については、財政運営の健全化は行財政改革の根幹となる方針であることから、計画に沿って着実に推進する必要がある。

表 8

4 事務事業の見直し (総体的な方策 p10～11)	具体的な方策	総合評価	
		29年度	30年度
(1)行政評価システムの活用については、今年度から第2次総合計画が始まり、プ	(1) 行政評価システムの活用	C	C
	(2) 事業の見直し	C	C
	(3) 権限移譲の積極的な推進	C	C

ン重視から結果重視、成果重視型行政への転換を図るという総合計画の方針から、動向を注視する必要がある。

(2)事業の見直しについては、事業仕分けの検討に関し、民間提案型業務改善制度の調査・検討をすることとなっていたが、いまだ未着手となっているため、改めて検討が必要である。また、新規事業や拡充方向への見直しは行われているものの、事業の中止や廃止については、一部を除きあまり実施されていない。行革実計には事業評価の側面もあるので、今後、事業の必要性について行革実計を活用し判断する必要がある。

(3)権限移譲の積極的な推進については、概ね計画通りの進捗となっているが、地方分権改革に基づく条例等の整備や権限移譲に伴う県との協議の対応に対し、後手にならないように今後についても検討を要する。

総合的には概ね計画通りの進捗となっているが、検討のまま進展のない項目も少なくないことから、当該方針については計画や項目の設定を注視して適宜管理する必要がある。

表 9

5 公の施設の適正な管理及び運営 (総体的な方策 p11)	具体的な方策	総合評価	
		29年度	30年度
	(1) 適正配置の推進	C	C
	(2) 管理運営の効率化	C	C

(1)適正配置の推進については、概ね計画通りの進捗となっている。ただし、公の施設の民間への移譲検討の進捗が遅れ気味になっていることから、注視する必要がある。

(2)管理運営の効率化について、可能な施設は、指定管理者制度の導入や業務委託などにより、管理コストの削減に取り組むほか、利用者アンケートの実施、使用許可手続きの簡素化などで利用者の視点に立った活用を検討する必要がある。

特に指定管理者制度導入施設については、モニタリングマニュアルの改訂に併せて、管理コストについてもこれまで以上に削減に努める必要がある。

当該方針については、平成 28 年度中に策定された公共施設等総合管理計画も踏まえて、進捗を管理する必要がある。

6 行政組織及び事務の見直し

表 10

	具体的な方策	総合評価	
		29 年度	30 年度
(総体的な方策 p12～15)			
(1)組織・機構の見直しについては、概ね進捗通りではあるが、庁舎や窓口の環境整備の項目など、庁舎の建替えに併せて検討を進めるべき点が多くあるため、今後も庁舎建設に関する計画、事業等の	(1) 組織・機構の見直し	C	C
	(2) 職員定数及び給与等の適正化	C	C
	(3) 人事制度の改革	C	C
	(4) 職員の意識改革	C	C
	(5) 事務処理方法の見直し・改善	C	C

推移を見つつ、進捗を注視する必要がある。組織の強化や危機管理体制の強化については、進捗通りのものが多いものの、継続実施が並んでおり、状況が硬直している部分が多くあることから、再検討の必要もあると考える。

(2)職員定数及び給与等の適正化については、給与の適正化や諸手当の見直しについて、検討段階から進んでいない点も多い。また、審議会や委員会等の委員数削減や報酬の見直し等について継続実施が並んでいるものの、実態として、見直しが進んでいないと見られることから、いずれも項目を再検討する必要がある。

(3)人事制度の改革については、人材の確保に関し、多くの項目が計画通りの進捗となっているものの、任期付職員の任用と消防職員の確保については、進捗が遅れている傾向にある。

(4)職員の意識改革については、職場の風土改革及び職員意識の改革に関して、進捗がやや遅れている。しかし、それ以外の部分で計画通りの進捗であっても、実績としては継続実施が並んでおり、状況が硬直化していると考えられることから内容の再考や進捗について注視する必要がある。

(5)事務処理方法の見直し・改善については、全般的には、概ね計画通りの進捗となっている。しかし、検討や継続実施が続いている項目が多いことから、内容や進捗管理については注視する必要がある。

今後も行革大綱に基づく、定員適正化計画や組織機構再編計画に沿った進捗管理を行う必

要がある。組織・機構の再編等については、複合新庁舎建設の進捗状況に併せた進捗管理が必要となる。

7 庁舎機能の見直し及び新庁舎建設の検討

(総体的な方策 p15)

いずれの項目も複合新庁舎建設の進捗と並行することから、今後も、複合新庁舎建設に関する各種の計画、事業等の推移を見つつ、項目及び進捗を注視する必要がある。

その他、1 から 6 までの各項目においても、複合新庁舎建設に併せた進捗及び計画の見直しを行っている項目が散見されることから、その動向や進捗管理については改めて注視する必要がある。